

会 告

平成28年12月9日

一般社団法人日本透析医学会

理事長 中元 秀友

専門医制度委員会委員長 岡田 一義

専門医認定小委員会委員長 藤元 昭一

一般社団法人日本透析医学会 専門医制度規則施行細則 一部改正のお知らせ

平成28年12月9日開催の理事会で、専門医制度規則施行細則および専門医制度規則施行細則別表の一部改正が承認されましたのでお知らせいたします。

専門医制度規則施行細則第5条3項は、専門医認定申請時に重要な改正となり、専門医制度規則施行細則別表は、専門医・指導医の認定及び更新に重要な改正となりますのでご注意ください。

なお、本改正事項は平成29年度から該当します。

◎ 専門医制度規則施行細則第5条3項

改正前

業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表1件以上行っており、かつ原著(基礎的・臨床的研究あるいは症例報告または著書で共著でも可)を1編以上を含むこと。

改正後

業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表1件以上行っており、かつ原著(基礎的・臨床的研究あるいは症例報告で共著でも可)を1編以上を含むこと。

◎ 専門医制度規則施行細則 別表

改正前

【業績】本学会総会参加，発表および学会誌掲載論文は業績として認める．他学会や研究会の場合には，透析患者の血液浄化関連に限る．

《学会参加》*1

総会参加……………10 単位

《学会発表》*2

筆頭者……………各学会
出席単位の2倍

共同発表……………各学会
出席単位の1/2

《論文》*3

・本学会誌

筆頭者……………20 単位

共同著者……………2 単位

・その他雑誌

① 編集委員会にレフェリー制度があるもの．

② 大学病院で発行されたものは認める，院内誌や製薬メーカー誌は含まれない．

い．

③ 学会の **proceeding** は論文として認める．

筆頭者……………5 単位

共同著者……………1 単位

《刊行書》

単 著……………20 単位

共同著書（筆頭）…10 単位

共同著書（共著）…2 単位

《セルフトレーニング問題正答》*4

5 単位

注*1：同一学術集会会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても5単位とする．

注*2：教育講演，シンポジウム，パネルディスカッション，ワークショップなどを含む指導医については地方学術集会での発表は1回のみが認められる．発表学会は別表に掲載された学会が望ましい．

注*3：原著論文として，透析患者の血液浄化関連に関する研究論文，症例報告を認める．

なお、原著論文あるいは刊行書は、資格認定申請年の6月30日までに、発行、刊行あるいは受理されていること．

注*4：毎年認められる．

改正後

【業績】本学会年次学術集会参加，発表および本学会誌（日本透析医学会誌、TAD、RRT）掲載論文は業績として認める。他学会や研究会の場合には，透析患者の血液浄化関連に限る。

《学会参加》*1

年次学術集会参加……………10 単位

《学会発表》*2

筆頭者……………各学会

出席単位の2倍

共同発表……………各学会

出席単位の1/2

《論文》*3

- 本学会誌（原著、症例報告、総説は認める）

筆頭者……………20 単位

共同著者……………2 単位

- その他雑誌（原著、症例報告は認める）

① 編集委員会にレフェリー制度があるもの。

② 大学病院で発行されたものは認める，院内誌や製薬メーカー誌は含まれな

い。

③ 学会のproceedingは論文として認める。

筆頭者……………5 単位

共同著者……………1 単位

《セルフトレーニング問題正答》*4

5 単位

注*1：同一学術集会会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても5単位とする。

注*2：教育講演，シンポジウム，パネルディスカッション，ワークショップなどを含む指導医については地方学術集会での発表は1回のみが認められる。発表学会は別表に掲載された学会が望ましい。

注*3：原著論文として，透析患者の血液浄化関連に関する研究論文，症例報告を認める。

なお、原著論文は、資格認定申請年の6月30日までに、発行あるいは受理（アクセプト）されていること。

注*4：毎年認められる。